

和泉市こどもの意見聴取・反映に関する指針 (概要版)

～こどもの権利とこどもの意見を尊重する和泉市をめざして～



こども・健康部子育て支援室こども政策担当



指針策定までの経緯と策定の目的

R5.4 「こども基本法」施行

▶全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される【基本理念】

R7.3 「和泉市こどもまんなか計画」を策定

▶すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できるこどもまんなかの和泉市【基本理念】

指針の位置づけ

▶こどもの意見聴取・反映に関する基本的な事項や視点等について、市としての考え方を整理したもので、市職員は、こどもの意見聴取・反映の意義、その内容を理解し、これを十分に踏まえて施策・事業を進めることを目的とします

めざすもの

▶まず、市行政による取り組みを進めるとともに、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される社会の構築が、広く市民に認識されていくことをめざす

和泉市こどもまんなか計画

6つの基本方針



第1章 意見聴取・反映の意義と背景



1. こども基本法が定めていること

こども基本法

- ▶ 年齢や発達の程度に応じた、こどもの**意見表明機会の確保**（第3条第3号）
- ▶ 年齢及び発達の程度に応じ、こどもの**意見が尊重**され、こどもの**最善の利益**の優先考慮（第3条第4号）
- ▶ こども施策の策定等に当たってこども等の**意見反映に係る措置**を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け（第11条）

「こども施策の策定等に当たってこども等の意見反映に係る措置を講ずること」は、こども基本法の中で唯一「努力義務」ではなく「**義務**」として規定されています。



2. なぜ、こどもの意見を聴き反映することが必要か（意見反映の意義）

こども大綱

1. こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、**施策がより実効性**のあるものになる。
2. こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、**社会の一員としての主体性を高める**ことにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもは、
大人と等しく一人の市民



家庭、学校、地域などの日常的な生活場面においても、
こどもを社会の一員として認識し、
対等な立場でこどもの意見を聴くことが重要です。

第2章 こどもの意見聴取・反映に関する基本的事項



こどもの「意見」とは

- ▶ 論理的に整理された考え、言語化された意見だけを指すのではなく、より広い気持ちや考え
- ▶ 表情や身振り、絵などを含む非言語的コミュニケーションを含む

Views

こども・若者の年齢の範囲

- ▶ こども：心身の発達の過程にある者
- ▶ 若者：思春期(中学生～18歳)、青年期(18歳～29歳)、ポスト青年期(～39歳)

こども基本法

こども大綱

「こども」について上限は設けませんが、おおむね18歳未満の者を中心

こどもの意見聴取・反映とは

- ▶ 全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保されることが必要です。
- ▶ こども・若者が意見を形成することを支え、その意見は年齢及び発達の程度にしたがって、相応に考慮します。
- ▶ 反映については、おとなへの意見聴取と同様に、施策の目的や実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から判断する必要があります。

「こども施策」とは

- ▶ こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に限りません。
- ▶ こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や多世代が集う施設等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。

こども基本法





こどもの意見聴取・反映のプロセス

1.企画する

- ・政策・施策・事業の目的や内容に照らして、対象とすることも・若者の年齢や属性、人数、テーマを設定します。
- ・意見表明のサポートをしながら進行するファシリテーターの確保を検討します。

2.事前準備

- ・こども基本法やこどもの権利に対する理解を深めておき、こども・若者の意見聴く目的や取り扱いを明確にし、関係者で共有します。

3.意見を聴く

- ・趣旨に添わないような意見も否定せず、柔軟に受けとめ、こどもが意見を表明できるようサポートすることが、おとなに求められる役割と言えます

4.意見を反映する

- ・形式的な意見聴取は、こども・若者の失望を招くことになります。
- ・こども・若者にとって、自分たちの意見がしっかり受け止められたと感じる経験が大切です。

5.フィードバックする

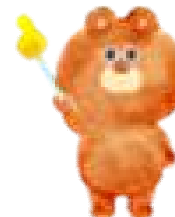
- ・意見一つひとつへの回答をしなければならないということではありません。
- ・結果だけを述べるのではなく、意見をどのように受け止め、どう考えたのかという過程を説明することが必要です。

意見は全て反映しなければいけないでしょうか？

こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。

多様な関係者、予算や期間、体制等を総合的に考慮したうえで、こどもの最善の利益を実現する観点から判断し、結果として、こどもの意見とは異なる結論が導かれる場合もあります。

大切なことは、意見を正當に考慮すること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくることです。



第3章 こどもの意見聴取・反映の進め方

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン



全国の地方自治体が取組んでいるテーマの例

全国の地方自治体が取組んでいるテーマの例			
	テーマ	対象年代	担当
総合計画、まちづくり	・こどもにやさしいまち	小学4年生～高校生	こども政策課
	・総合計画で策定するテーマ	中学生	まちづくり推進課
子ども・子育て支援事業計画	・学校生活、放課後の過ごし方、悩みや相談	中学生～高校生	政策企画課
学校	・校則、行事運営（学校運営協議会の生徒委員）	小学4年生～中学生	地域教育課地域教育担当
	・学校のコンセプト、名前、制服等	小学4年生～29歳	教育委員会事務局
	・廃校・廃園の利活用	中学生、19～29歳	財政課
児童館・中高生向け施設等の居場所	・居場所の運営	小学生～高校生	児童クラブ事業推進課
	・児童館のルール、図書室の本の選定	小学生	子ども家庭課
公園・遊び場	・公園に設置する遊具	乳幼児～小学生	公園緑地担当
	・ボール遊び禁止について	小学4年生～中学生	子育て支援課
道路	・危険な道路の廃道	小学生	教育委員会事務局
地域活性化	・駅前エリアの活性化	中学生	都市整備課
成人式・二十歳のつどい	・記念行事の企画・運営	高校生～22歳	教育委員会生涯学習振興課
選挙	・若者の投票率向上	高校生～29歳	選挙管理委員会事務局
復興	・被災後の学校再建（コンセプト、名前、校章、制服）	小学生～29歳	教育委員会事務局

出典）令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート：こども家庭庁



意見聴取の手法と留意点

意見聴取の方法

～代表的な4つの手法～

①ワークショップ

・他の参加者の意見を聴いて考えが深まったり、新たな気づきにつながる

②ヒアリング

・相手の反応を見ながら話ができ、個々に合わせた細やかな配慮ができる

③アンケート

・大勢のこども・若者の意見を効率的に集め、データ化しやすい（定量的に把握可能）

④チャット

・ニックネームを使用すれば匿名性を高めることができ、言いづらい意見が言いやすい。

声を聴かれにくいこども・若者の意見反映

▶学校や生活の場などを通じての参画機会が困難

- ・不登校のこども、中退した若者
- ・経済的困難な家庭
- ・アクセスの難しい地域に居住
- ・ヤングケアラー

▶意見表明の手法が限定的

- ・障がい児・医療的ケア児
- ・外国人

▶意見を言うことが安心・安全でない等

- ・社会的養護のこども・経験者
- ・性的マイノリティ
- ・虐待を受けている（受けたことがある）
- ・いじめを受けている（受けたことがある）

▶年齢的に思いが多様な形で表れる

- ・乳幼児

市は、**全てのこどもが意見を表明する機会**をつくり、その声を政策に活かすための取組みに努める必要があります。



小学生のワークショップ（R6）
・テーマ「こどもの居場所について」

保育所でのワークショップ（R6）
・各園の保育士が実施方法を工夫して実施



4～5人のグループで保育士が聴き取り



お絵描きをととして

第4章 市政運営におけるこどもの意見聴取・反映



市の取組み等に関するこどもの意見聴取・反映についての基本的な考え方

こども自身からの意見の聴取、その意見を施策や事業等に反映する取組みの推進

- ・こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こども等の意見を反映させるための措置を講ずること
- ・こども施策は、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える幅広い施策が含まれる

こども基本法

こども大綱



本市としても、国からの通知を踏まえ、市政運営におけるこどもの意見聴取・反映についての基本的な考えを示します。

パブリックコメント

- ▶ **小中学生が容易に理解できる**ような、いわゆる「概要版(やさしい版)」の作成

審議会等への参画

- ▶ まずは、概ね18歳から39歳の**若者が審議会等に積極的に参画いただけるよう**、広報誌や市SNSなどを通じて、広く周知していくことから始める
- ▶ 「こども・若者の審議会等への登用の推進に向けた基本的な考え方」では、こども・若者の審議会等へのさらなる登用を進めていくこと、**できることから始めてみる**ことが推奨されています。

こどもに関連する施策にかかる 市の計画・方針等

- ▶ こども・子育てを主目的とした領域だけでなく、教育、まちづくりや環境、健康福祉、文化振興などの市の計画や方針など
- ▶ アンケート調査やパブリックコメント、ワークショップ

こどもが利用する施設の 整備・運営に関すること

- ▶ こどもを主な対象とした施設に加え、公園・図書館など、こどもが利用の対象に含まれる施設
- ▶ 表情や身振り、絵などを含む非言語的コミュニケーションを含む
- ▶ アンケート調査のほか、ワークショップによる双方向の意見交換

こどもに関連する 事業・取組みの実施

- ▶ こどもの参加が見込まれる事業や、将来のこどもたちの生活に影響を及ぼす取組み
- ▶ こどもに配布するパンフレットやWebサイト等の作成、イベントの企画など

第4章 市政運営におけるこどもの意見聴取・反映



庁内における取組の現状

和泉市子どもまんなか計画にかかるこどもの意見聴取・反映に関する取組調査

【目的】 本指針を作成するにあたり、各課の現状及び考えを把握する

【方法】 令和7年8月に、庁内全78課を対象に、取組状況(R2～R7)及び考え・意見について調査

【結果】

- ▶ 15課により、21の取組を実施
- ▶ 考えについては、「取組んでいる・取組む方向で検討中」「必要性はあるが課題がある」「必要と考えていない」がほぼ同数



これまで、本市の様々な施策を推進するにあたり、
・こどもに意見を聴取している事例は決して多いとは言えないものの、
・こどもと直接接する部署以外でも、以前から、
・こども自身からの意見聴取に取組んでいる事例が見受けられました。

・保育部署では、こどもの思いを聴くことが日常に行われており、
・教育部署では、こども自身が決まり事を考えていく取組が行われていました。

こどもの意見や思いを聴取することは、いろいろな形で、こどもが行政の取組に参加する場を作ることから始まります。

絵画や作文のコンクール、標語の募集なども、作品に込められたこどもの思いを知る取組であり、こどもの成長・発達を考慮した参加しやすい方法と言えます。

まずは、取組みやすいことからチャレンジしてみてください。

